

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 31 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 21 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 8 月 28 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 31 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 7 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1	15,360,000 12,288,000		3,072,000	134,535	0
備考					



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 丸亀市津森町字上拾丁分 140 番地 2

建物の名称 アルファステイツ丸亀城西

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 津森町 140 番 2 の 505

建物の名称 505

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 86.73 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 丸亀市津森町字上拾丁分 140 番 2

地 目 宅地

地 積 1906.43 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 287289 分の 9161



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 16日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 丸亀市津森町字上拾丁分 140 番地 2

建物の名称 アルファステイツ丸亀城西

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 津森町 140 番 2 の 505

建物の名称 505

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 86.73 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 丸亀市津森町字上拾丁分 140 番 2

地 目 宅地

地 積 1906.43 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 287289 分の 9161



令和8年(ケ)第16号
令和8年4月14日受理
令和8年5月12日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 丸亀市津森町字上拾丁分 140 番地 2

建物の名称 アルファステイツ丸亀城西

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 津森町 140 番 2 の 505

建物の名称 505

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 86.73 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 丸亀市津森町字上拾丁分 140 番 2

地 目 宅地

地 積 1906.43 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 287289 分の 916.1



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	香川県丸亀市津森町140番地2 アルファステイツ丸亀城西505号室	
建 物	物件1	
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空き家） として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 以下のとおり（月額） 管理費 11,500円 修繕積立金 12,800円 専用使用料（駐車場使用料等） 水道料金（使用料に応じて） ペット飼育負担金（1頭羽300円）	令和8年4月15日現在 ☒ 滞納はない ☐ 滞納がある
管理費等照会先	アルファステイツ丸亀城西管理組合 株式会社穴吹ハウジングサービス	
その他の事項		
敷 地 権	符号1	
現 況 地 目	☒ 宅地（符号1） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）	
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷 地 権 の 種 類	☒ 所有権（符号1 ） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）	
その他の事項		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年 月 日 平成 年 月 日	
敷地権以外の土地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A(債務者兼所有者)	1 私は、本件物件の所有者です。 2 本件物件は、投資目的で購入したもので、購入後だれも居住していません。購入に関して、トラブルがあったため、法的措置を検討しています。 3 任意売却しようとしていたため、鍵は不動産屋に預けていますので、不動産屋に鍵を開けてもらってください。
■株式会社穴吹ハウジングサービス担当者	1 大規模修繕については、築後約14年ごとに実施しています。1回目は令和3年2月ころ、外壁、バルコニー、開放廊下等を修繕し、令和6年6月に屋根（トップコート）の修繕をしました。 2 駐車場は、現在空きがありませんので、外部を借りてもらうしかありません。なお、2年に1回駐車場の抽選があります。次回の入換予定は、2027年7月の予定です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

-
- 1 本件物件1符号1の土地は、非線引都市計画区域内に存在し、南東側を幅員約16mの舗装県道（建築基準法42条1項1号道路）に、南西側を幅員約4mの舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）に、それぞれ接道している。
 - 2 本件物件1符号1の土地の範囲は現況上明らかである。地図に準ずる図面が存在する。
 - 3 本件マンション（505号室）は、経年（築後約20年経過）劣化が認められるものの、リフォーム済のようであり、また、少なくとも▲が購入した令和6年4月以降は居住者はいないとのことであり、維持管理状況は良好であると思料された。家財道具も全くなく、空き家状態である。
 - 4 管理会社によると、大規模修繕については、築後約14年ごとに実施されているようであり、1回目は令和3年2月ころ、外壁、バルコニー、開放廊下等を修繕しており、令和6年6月に屋根（トップコート）を修繕しているとのことであった。現在、駐車場に空きはなく、買受人は外部の駐車場を借りる必要がある。なお、2年に1回駐車場の抽選が行われており、次回の入替は2027年7月の予定である。
 - 5 本件マンションはペット飼育が認められているが、ペット飼育細則等に従い、事前に理事長の承認を得る必要がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月15日(水) 8:50-9:05	丸亀市役所	公法上の規制等調査
令和8年4月15日(水) 9:10-9:20	物件所在地	物件確認、写真撮影、管理会社調査
令和8年4月15日(水) 9:25-9:35	高松法務局丸亀支局	周辺土地等調査
令和8年4月15日(水) 10:30-10:40	広域水道企業団中讃ブロック統括センター	給配水管等調査
令和8年4月15日(水)	当庁	株式会社穴吹ハウジングサービスに照会書送信(ファクシミリ)
令和8年4月16日(木) 9:00-9:10	高松法務局	周辺土地等調査
令和8年4月17日(金) 17:45-17:55	当庁	Aから聴取(電話)
令和8年4月23日(木) 14:00-15:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、管理人から聴取
令和8年4月23日(木) 15:30-15:40	中讃土木事務所	公法上の規制等調査

(特記事項)

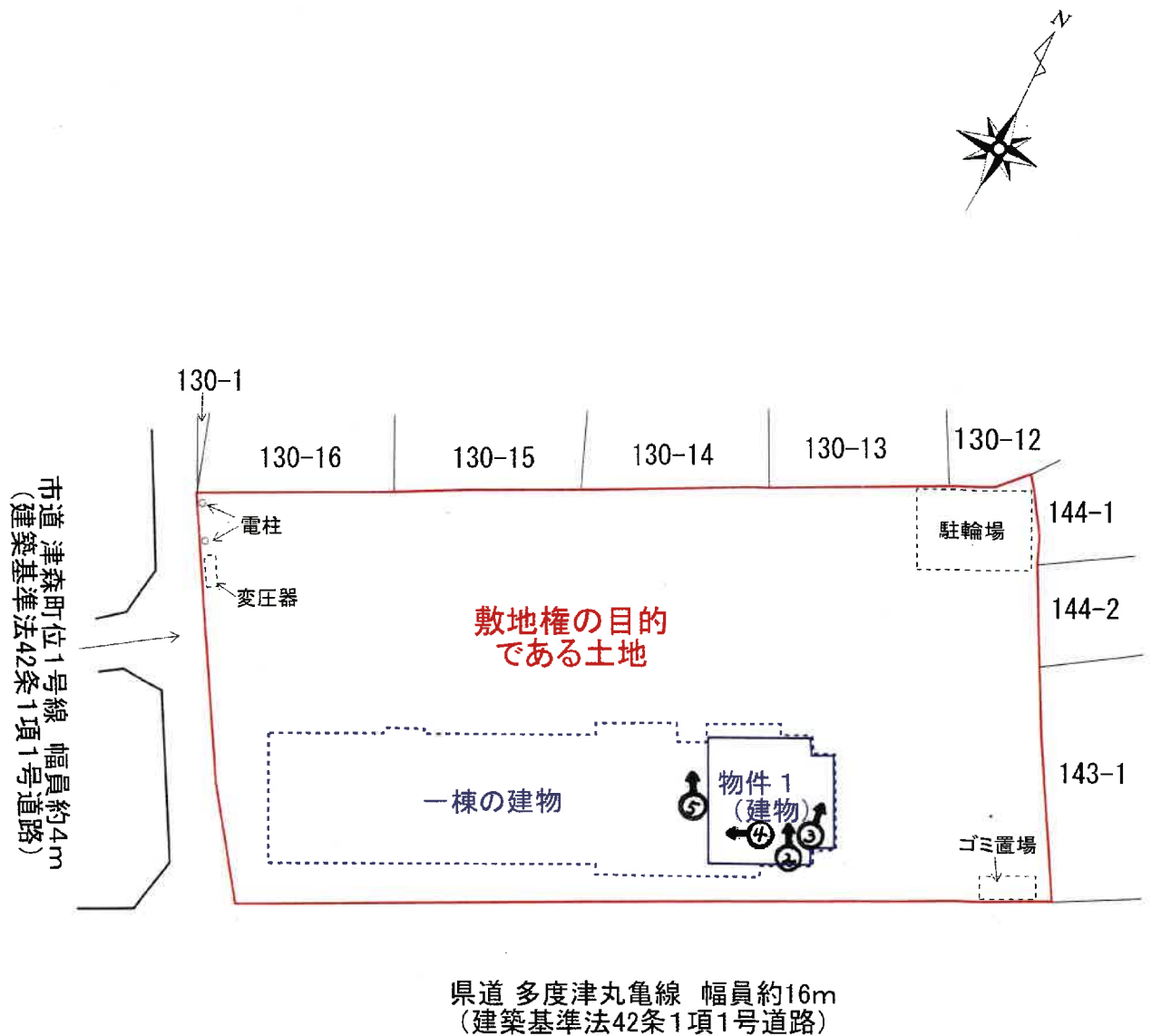
☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年4月23日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、所有者関係者に解錠してもらい室内に立ち入った。

☐ 平成 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（略図）

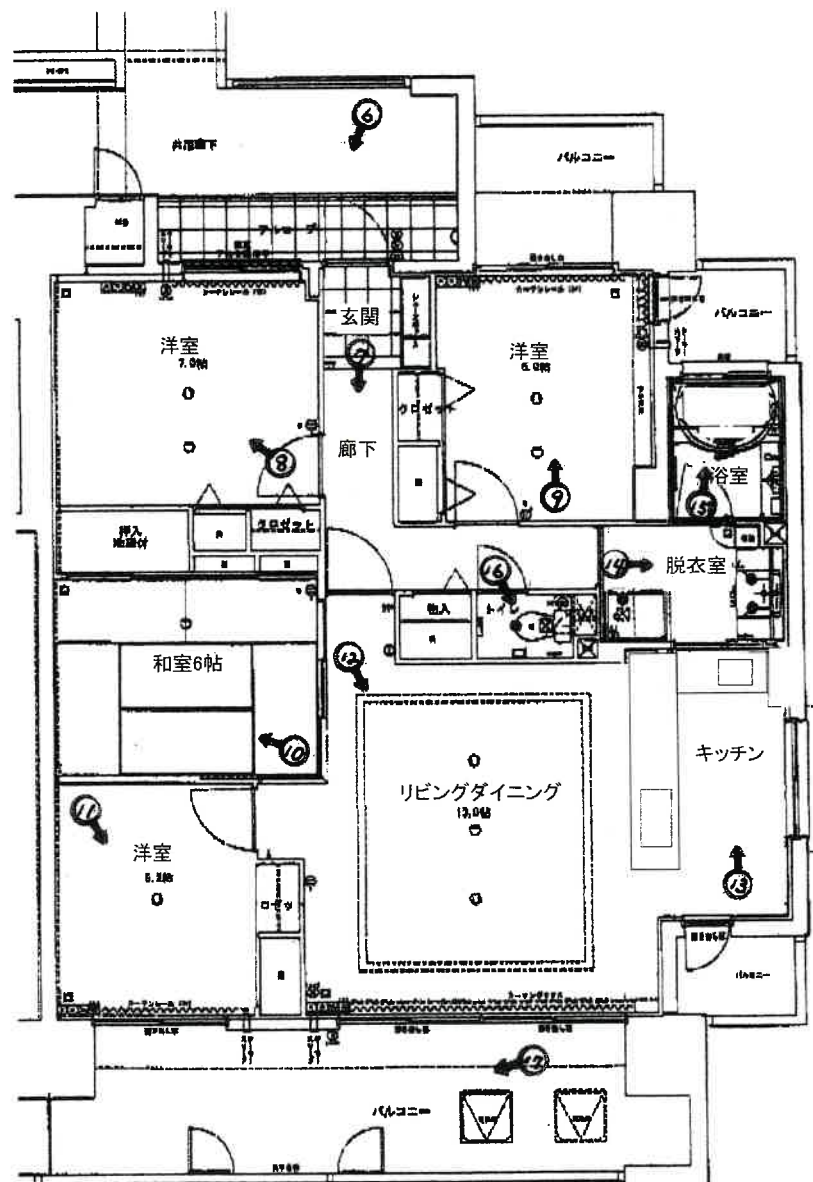


※ 公図等に基づく概略図であり、現況と相違する可能性がある。



写真撮影位置・方向

(S=1/500)



(縮尺≒1/100)



1



本件マンションの外観

2



エントランスの状況

3



メールボックスの状況

4



集合インターホンの状況

(9 枚目)

5



エレベーターの状況

6



本件物件の玄関付近の状況

7



玄関内の状況

8



北西側洋室の状況

9



北側洋室の状況

10



和室の状況

(12 枚目)

11



南側洋室の状況

12



L D Kの状況

(13 枚目)

13



台所の状況

14



洗面脱衣所の状況

(14 枚目)

15



浴室の状況

16



トイレの状況

(15 枚目)



南側バルコニーの状況

令和8年（ケ） 第16号
令和8年4月23日 現地調査
令和8年5月7日 評価

高松地方裁判所御中



評価書

評価人 不動産鑑定士

鳥飼和彦

第1 評価額

番 号	評 価 額
物件 1	金 1 5 , 3 6 0 , 0 0 0 円

物件 1 の評価額は、滞納管理費等相当額を考慮した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	【一棟の建物の表示】 所 在 建 物 の 名 称 【専有部分の建物の表示】 家 屋 番 号 建 物 の 名 称 種 類 構 造 床 面 積 【敷地権の目的である 土地の表示】 土 地 の 符 号 所 在 及 び 地 番 地 目 地 積 【敷地権の表示】 土 地 の 符 号 敷 地 権 の 種 類 敷 地 権 の 割 合	丸亀市津森町字上拾丁分140番地2 アルファステイツ丸亀城西 津森町140番2の505 505 居宅 鉄筋コンクリート造1階建 5階部分 86.73㎡ 1 丸亀市津森町字上拾丁分140番2 宅地 1906.43㎡ 1 所有権 287289分の9161	同 左
番号	特 記 事 項		
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「丸亀」駅の南方約 1 4 5 0 m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	対象土地は、丸亀市中心市街地の南西部近郊の県道沿線に所在する。近隣地域の状況は、県道沿線に店舗、共同住宅等が混在する地域である。県道背後の地域は、戸建住宅を中心として建ち並ぶ成熟した住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 指定建ぺい率 指 定 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域（非線引） 第一種住居地域 6 0 % 2 0 0 % － －
画 地 条 件	規 模：1 9 0 6 . 4 3 m ² （登記数量） 形 状：ほぼ長方形 間口・奥行：間口 約 6 1 m、奥行 約 3 2 m 敷地権割合：2 8 7 2 8 9 分の 9 1 6 1 接 面 状 況：角地	
接面道路の状況	南東側：現況幅員約 1 6 m 舗装県道（多度津丸亀線）と等高に接道する。 （建築基準法第 4 2 条 1 項 1 号道路） 南西側：現況幅員約 4 m 舗装市道（津森町位 1 号線）に 0. 2 ～ 0. 7 m 高く接道する。 （建築基準法第 4 2 条 1 項 1 号道路）	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	・ 物件 1 の存するマンション（アルファステイツ丸亀城西）及び同マンションの附属施設の敷地、並びに同マンション居住者専用の駐車場として利用されている。 ・ 隣地の状況は、県道沿線では店舗の駐車場、戸建住宅が隣接する。北側隣地は戸建住宅が隣接する。	
供給処理施設	・ 上 水 道：有 ・ 都市ガス：有 ・ 下 水 道：有	
特 記 事 項	埋蔵文化財の有無： 丸亀市役所文化財保存活用課への聴取の結果、文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。 土壌汚染の可能性： 旧住宅地図、登記記載事項等からは土壌汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壌汚染の可能性は低い。 なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	アルファステイツ丸亀城西
建物の用途	居宅（総戸数36戸）
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成18年10月19日新築 経過年数：約20年 経済的残存耐用年数：約15年
構造	鉄筋コンクリート造10階建
仕様	1階：407.24㎡ 住居（各3戸） 管理事務室・エントランスホール・エレベーター室等 2～6階：416.23㎡ 住居（各5戸） 7～10階：172.48㎡ 住居（各2戸） 屋根：陸屋根 外壁：タイル その他：－
設備等	エレベーター設備（1基）、電気設備、給排水衛生設備、配線配管設備、 管理事務室等
建物の品等	使用資材：普通 施工：普通
管理の形態等	管理組合：有 名称（アルファステイツ丸亀城西管理組合） 法人格：無 管理方式：委託管理 管理会社：株式会社穴吹ハウジングサービス 管理形態：管理人 有、管理事務室 有、 日勤（午前9:00～15:00）
管理の状況	普通
特記事項	・修繕積立金の合計額：10,527,347円（令和7年11月30日現在） ・駐車場：敷地内（50台） ※ 縦列区画8区画、普通区画34区画 ・大規模修繕：令和3年2月頃に外壁、バルコニー、開放廊下を修繕、 令和6年6月に屋根（トップコート）を修繕している。 （管理会社への照会による） ・アスベスト使用の有無： 対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低い が、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性 は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査 機関による調査を要する。

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造1階建
位 置	5階(505号室) 主要開口部の方位：南向き
床 面 積	86.73㎡(登記面積)
間 取 り	4LDK、バルコニー有
仕 様	天 井：クロス、敷目天井等 床：フローリング、畳等 内 壁：クロス等 設 備：電気設備、給排水設備、衛生設備、給湯設備等 その他：システムキッチンに食洗器付、都市ガス3口である。
保 守 管 理 の 状 態	普通
管 理 費 等	・管 理 費：月額 11,500円 ・修繕積立金：月額 12,800円 【滞納額】：滞納はない(令和8年4月15日時点)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	「現況調査報告書」の記載のとおり。
特 記 事 項	■ 全体的に経年劣化(築後約20年経過)は認められるものの、内装を中心にリフォーム済みのようである。 なお、実施時期等のリフォーム内容の詳細は不明である。 ・住戸の天井、内壁のクロス、床材についてほぼ全体的に貼り替え等されている。ただし、クロスの種類は統一されておらず、様々な柄や素材のものが使用されている。また、床は、元のフローリングの上にフロアタイルのような床材を貼り付けた施工と推察され、部屋隅などは若干の段差や隙間があり、仕上げの程度はやや劣る。 ・システムキッチン(タカラスタANDARD製)も同時期に新調されたようである。 ・南西端部の洋室のクローゼットのドアはリフォームにより外されている。 ■ 現在、敷地内駐車場の空きはなく、買受人は外部の駐車場を借りる必要がある。抽選は2年に1度行われており、次回抽選は令和9年7月の予定である。 ■ ペットの飼育が認められているが、ペット飼育細則等に従い、事前に理事長の承認を得る必要がある。

第5 評価額算出の過程

建物価格に敷地権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、評価額を求めた。

1 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

再調達原価（円／㎡） ア	専有面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
393,000	86.73	0.43	14,657,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定率法）と観察原価法を併用し、現価率を査定した。

経過年数20年、経済的残存耐用年数15年、残価率5%とした定額法と観察減価法（床仕上げ等の内装の状態 - 5%）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現 価 率} = [0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{15}{20 + 15}] \times (1 - 0.05) \div 0.43$$

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 （円／㎡） ア	個別 格差 イ	地 積 （㎡） ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 （円） ア×イ×ウ×エ×オ
58,100	1.03	1906.43	1.00	9161/287289	3,638,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 丸亀5-4

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $57,500 \text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/99 \div 58,100 \text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：形状 ±0 (1.00)

◇地域格差：街路条件 -3%(0.97) 交通接近条件 -3%(0.97) 環境条件 +5%(1.05)

相乗積：0.97×0.97×1.05÷0.99

イ 個別格差：規模 ±0 (1.00)、角地 +3% (1.03)

相乗積：1.00×1.03=1.03

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地内における建物の配置及び敷地と建物との適応の状態等を考慮して建付減価は発生していないと判断した。

オ 敷地権割合：権利態様（所有権、登記上の敷地権割合による）

3 評価額の判定

(1) 敷地権付建物価格

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置等) ウ	敷地権付建物価格 (円) (ア+イ) × ウ
14,657,000	3,638,000	1.06	19,393,000

ウ 個別格差 : 階層補正 (1.01) × 位置補正 (1.05) × その他補正 (1.00) = 1.06
 [5階]... +1% [角部屋]... +5% [なし]... ±0%

(2) 評価額

(1) で求めた価格に、競売市場修正率等を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価等を考慮して、評価額を求めた。

敷地権付建物価格 (円) ア	占有減 価修正 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	滞納管理費等 相当額の減額 オ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
19,393,000	1.0	1.00	0.8	0.99	15,360,000

イ 占有減価修正：なし

ウ 市場性修正：なし

エ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

オ 滞納管理費等相当額の減価：管理費等4か月分を考慮した。

。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等〔丸亀5－4〕

所 在：丸亀市田村町字橋の坪1262番2外
価 格：57,500円/㎡
位 置：JR予讃線「丸亀」駅の南方約2.5km
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：430㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：南東11m県道
用 途 指 定 等：非線引都市計画区域、準工業地域(指定建ぺい率60%、指定容積率200%)、
防火指定なし
地 域 の 概 要：中規模店舗等が多い幹線道路沿いの路線商業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1

土地全体	76,066,500円（敷地権の割合 287289分の9161）
建 物	9,205,486円

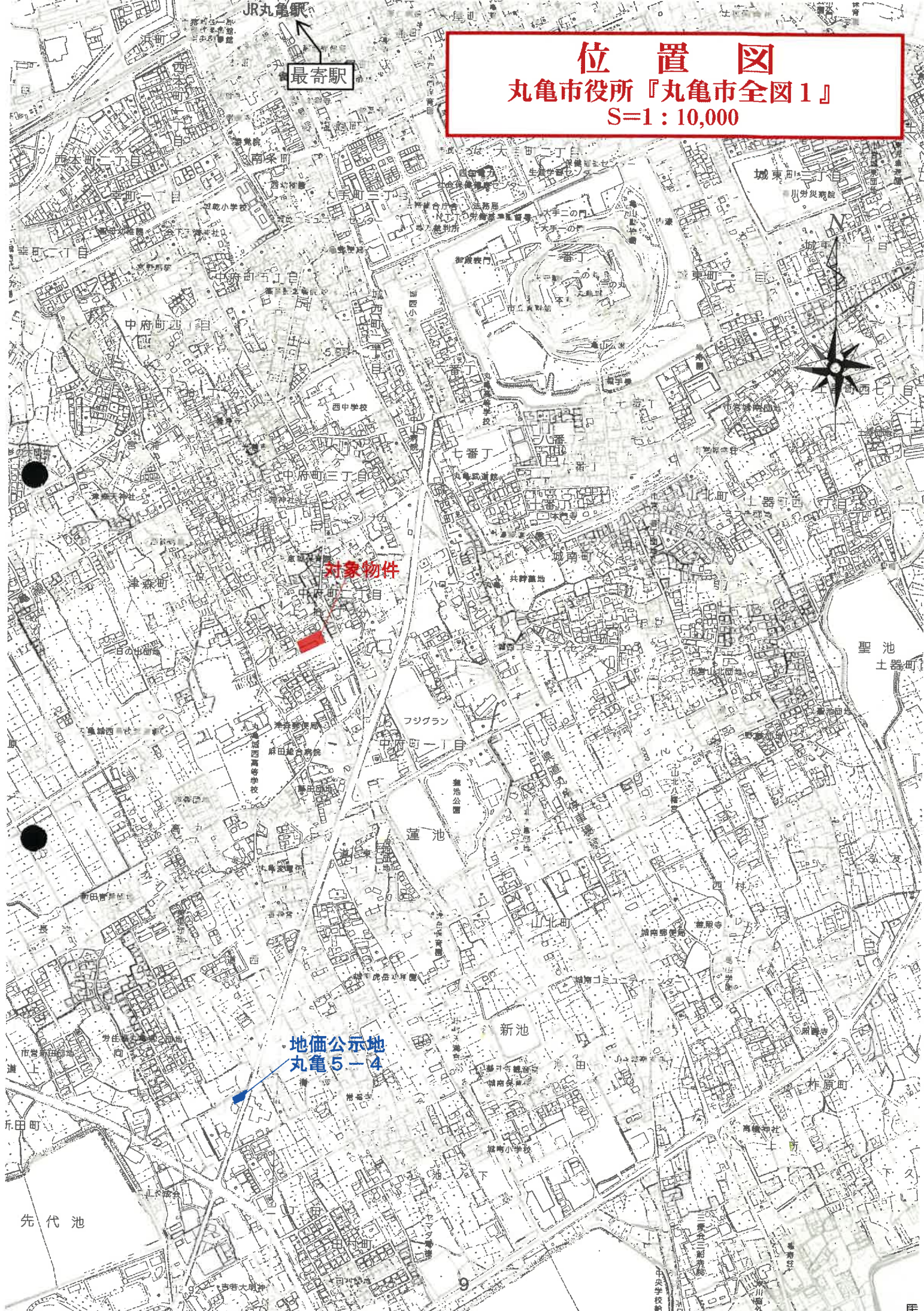
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写 各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図（概略）

以 上

位置図
丸亀市役所『丸亀市全図1』
S=1:10,000



対象物件

地価公示地
丸亀5-4

公図写

イ 129-3 ハ 108-4 水 101-6 ニ 101-8 ホ 98-8 ヘ 98-6 ニ 143-2
ロ 130-18 ヒ 114-4 水 101-6 ニ 101-3 ホ 98-7 ヘ 143-5 ニ つうぐ



地区外

敷地権の目的
140-2
である土地

140-3

143-6

水

注 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

津森町

請求部	所在	丸亀市津森町字上拾丁分				地番	140番2	
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(高松法務局丸亀支局管轄)

令和8年1月13日

東京法務局

地図整理番号：M96138

(1/2)

登記官

A3版をA4版に縮小

登記年月日：平成17年3月28日

これは図面に記録されている内容を証明する図面である
(市町村役所丸亀支局管轄)

令和8年1月13日

東京士務局

地積測量図写

地積測量図 17.3.28

地番 140-2

土地の所在 丸亀市津森町字上拾丁分

0853299

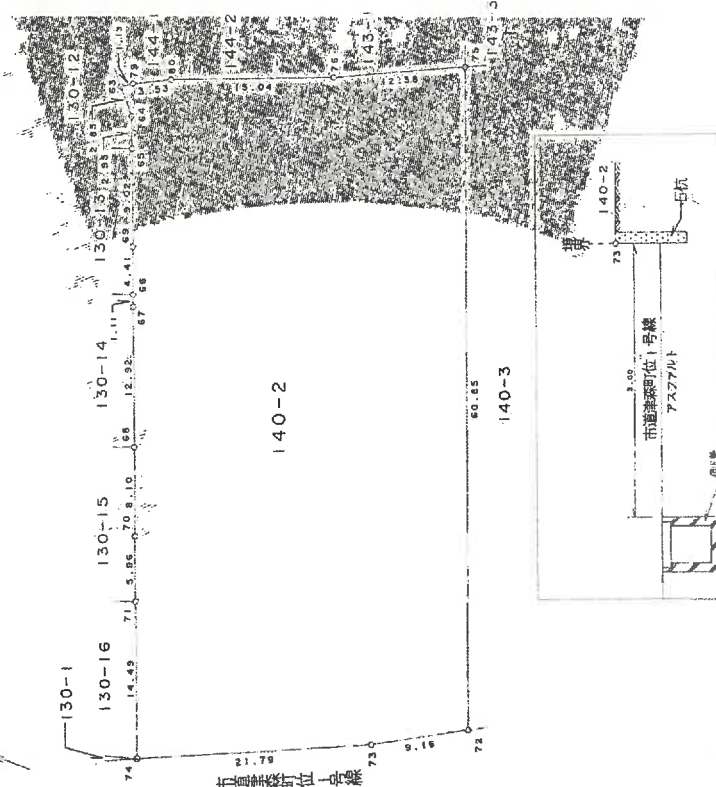
(附録八号)

140-2

座標式積表

地番	地目	積算等の種類	Xn	Yn	(Xn+1-Xn-1)Yn
63	金蔵	金蔵プレート	125.926	159.508	-134.943768
64	金蔵	金蔵プレート	125.147	157.293	-438.532884
65	金蔵	金蔵プレート	124.158	154.504	-804.419648
69	金蔵	金蔵プレート	121.235	145.971	-637.435357
66	金蔵	金蔵プレート	119.791	141.799	-255.239200
67	石杭	石杭	119.435	140.740	-642.337360
68	釘	釘	115.227	128.520	-878.562720
70	石杭	石杭	112.599	120.852	-552.897900
71	金蔵	金蔵プレート	110.682	115.211	-769.263647
74	石杭	石杭	105.922	101.509	-2331.837478
73	石杭	石杭	85.710	109.652	-3112.800976
72	石杭	石杭	77.534	113.795	1304.887265
75	石杭	石杭	97.177	171.390	5320.459770
76	石杭	石杭	108.577	166.554	4264.615170
80	石杭	石杭	122.782	161.601	2814.443016
79	石杭	石杭	125.993	160.122	666.748008
倍面積			3812.863091		
地面積			1906.4315455		
地積			1906.43		
坪数			576.69		

座標系：任意座標



H17.3.28

縮尺 1/500

申請人

7年3月9日(作製)

作製者

(香川県土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：平成18年10月23日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(高松法務局丸亀支局管轄)
令和8年4月16日 高松法務局 登記官

各階平面図 建物各階平面図

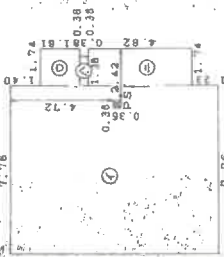
家屋番号
140番2の505

建物の所在
丸亀市津森町字上拾下分140番地2

1902085

(附録八号一四・五)

物量表			
①	7.76	x	9.64
②	1.74	x	1.81
③	1.38	x	0.38
④	1.75	x	4.82
⑤	0.36	x	0.36
計	86.7374		
床面積 86.73 m ²			



建物図面写
各界平面図写

昭和8年(10月23日)登記

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作成者

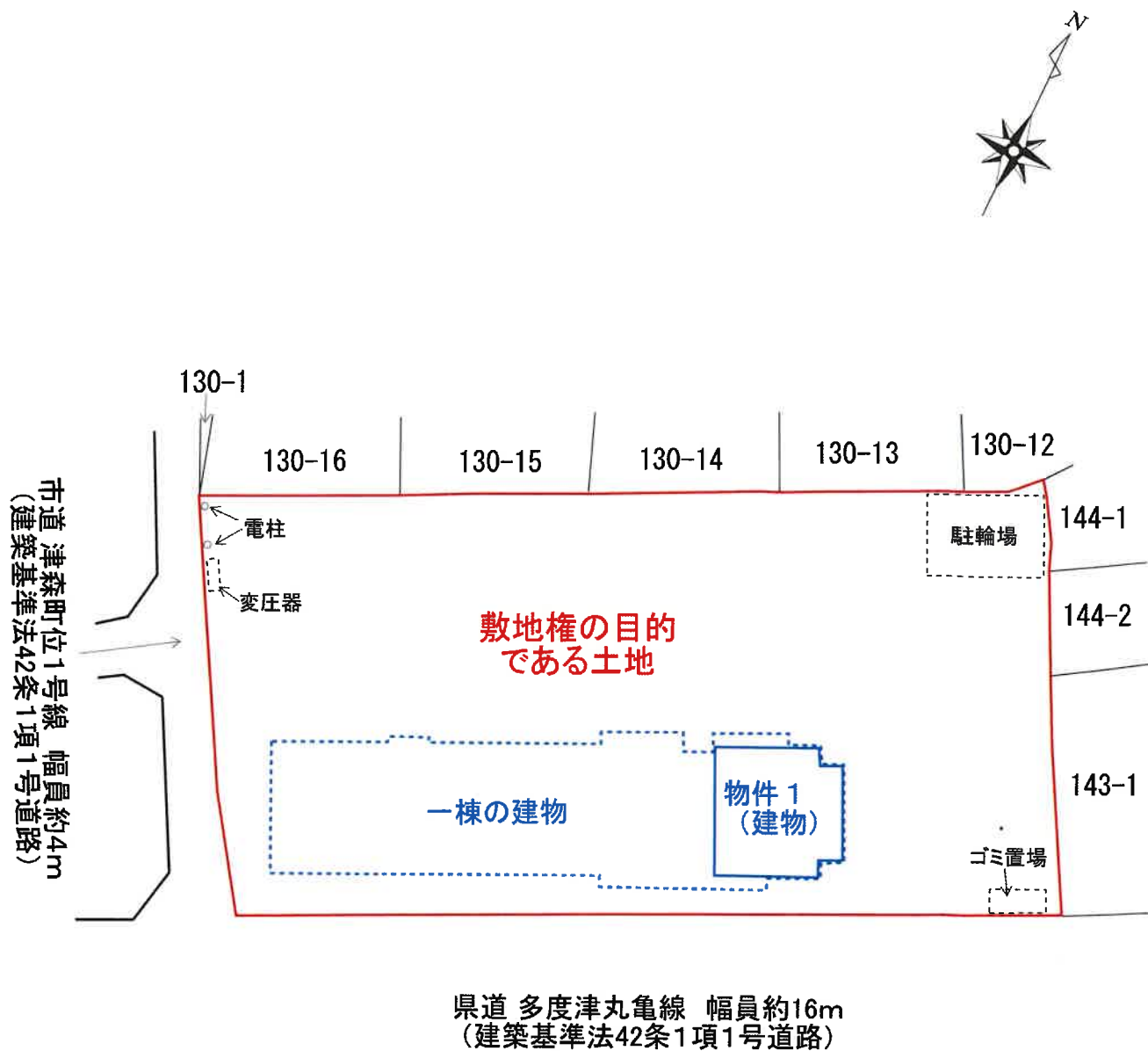
18.10.23

(香川県土地家屋調査士会相紙)

請求番号：4-14

A3版をA4版に縮小

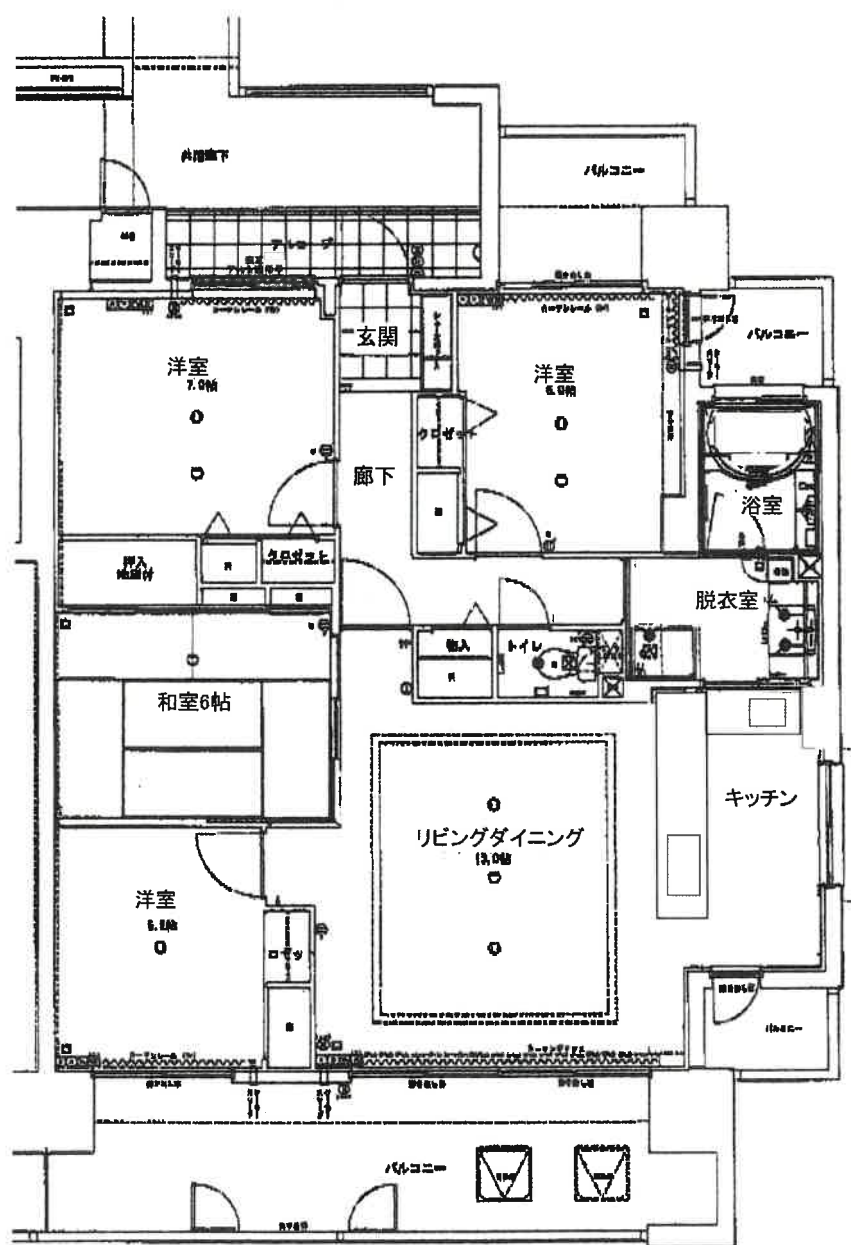
土地建物位置関係図（略図）



※ 公図等に基づく概略図であり、現況と相違する可能性がある。

(S=1/500)

建物間取図（概略）



分譲時のパンフレットの図面を基にキッチンは現状に合わせて修正した。それ以外は概ね現況と一致を確認したが、詳細は相違する場合がある。

(縮尺≒ 1/100)